

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第1063号

令和元年12月10日

猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)

見出しのことについては、「猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)」(平成27年6月8日付け熊生環第471号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、この度、火薬類取締法等の一部改正に伴い、新たに警察庁から「猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)」(令和元年12月2日付け警察庁丁保発第166号)が発出されたため、同通達に基づき、令和元年12月7日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

なお、本通達の運用をもって、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。